

16 基準認証等に係る個別措置事項

1 共通的な指針に基づく見直し

(1) 自己確認化等

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容						
事項名	措置内容	実施予定時期			講ぜられた措置の概要等	備考
		16年度	17年度	18年度		
ソフトウェア無線設備に関する技術基準適合証明方法の導入 (総務省) <ITアの再帰>	ソフトウェア無線技術を利用した無線設備について、ソフトウェア無線技術の研究開発動向を見極めつつ、当面実用化が見込まれるものについて技術基準適合証明の方法等を検討し、必要に応じ措置を講じる。	検討・結論			<ITアの再帰>	
超音波診断装置の薬事法に基づく申請 (厚生労働省)	超音波診断装置の薬事法に基づく申請について、一定の要件を満たしている場合には、当該企業が行う安全性試験検査データをもって、公的機関の検査データに代えることを可能にすることについて検討し、所要の措置を講ずる。		措置		(厚生労働省) - 平成17年度に措置する。	

(2) 国の代行機関

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考																											
事項名	措置内容	実施予定時期																															
		16年度	17年度	18年度																													
法令等に基づき公益法人が行う検査・検定等の業務における事業者の自己確認・自主保安、第三者認証等への移行 (内閣官房、総務省、関係府省)	(内閣官房) 「公益法人に対する行政の関与の在り方の改革実施計画(平成14年3月29日閣議決定)に基づき、検査・検定等の事務を指定法人に行わせる制度から、明確な基準に合致する者であれば公益法人に限らずいかなる者でも登録を受け検査等業務を実施できる制度(登録制)に改正する等の措置を講ずる。 (総務省) 上記閣議決定に基づき、関係府省における検査・検定等の業務の実施状況についてフォローアップを行い、当該調査結果については「公益法人に関する年次報告」において公表する。	17年度末までのできるだけ早い時期に実施			(総務省) 平成15年度末時点における措置状況は以下のとおり。(下表のカッコ内は実施計画上の措置期限が平成15年度内とされたもので、内数である。) <table border="1" data-bbox="1451 488 1921 986"> <thead> <tr> <th></th> <th>対象制度数、件数</th> <th>必要な措置を講じたものの数</th> <th>割合(%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託等に係る</td> <td>83</td> <td>68</td> <td>81.9</td> </tr> <tr> <td>事務・事業</td> <td>(57)</td> <td>(57)</td> <td>(100.0)</td> </tr> <tr> <td>推薦等に係る</td> <td>112</td> <td>75</td> <td>67.0</td> </tr> <tr> <td>事務・事業</td> <td>(57)</td> <td>(57)</td> <td>(100.0)</td> </tr> <tr> <td>補助金等の見直し</td> <td>362</td> <td>263</td> <td>88.6</td> </tr> <tr> <td></td> <td>(257)</td> <td>(256)</td> <td>(99.6)</td> </tr> </tbody> </table>		対象制度数、件数	必要な措置を講じたものの数	割合(%)	委託等に係る	83	68	81.9	事務・事業	(57)	(57)	(100.0)	推薦等に係る	112	75	67.0	事務・事業	(57)	(57)	(100.0)	補助金等の見直し	362	263	88.6		(257)	(256)	(99.6)
	対象制度数、件数	必要な措置を講じたものの数	割合(%)																														
委託等に係る	83	68	81.9																														
事務・事業	(57)	(57)	(100.0)																														
推薦等に係る	112	75	67.0																														
事務・事業	(57)	(57)	(100.0)																														
補助金等の見直し	362	263	88.6																														
	(257)	(256)	(99.6)																														
工業所有権に関する事務における民間参入の推進等 (経済産業省)	a 特許権の調査業務を行わせている指定法人については、今後、この業務が更に拡大すると見込まれるため、公益法人に限定せず、幅広く民間を指定することができるよう検討し、所要の措置を講じる。	措置			(経済産業省) 特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成16年法律第79号)において、指定調査機関制度について、公益法人要件を撤廃すると共に登録制度に移行し、株式会社等も登録調査機関として登録されるようにする工業所有権に関する手続等の特例に関する法律の改正が行われ、平成16年10月1日から施行されている。																												

	<p>b 実用新案権については、近年の登録が減少している状況を踏まえ、廃止も含めて検討し、所要の措置を講じる。</p>	措置			<p>(経済産業省)</p> <p>近年の実用新案登録出願が減少している現状から実用新案制度を廃止すべきとの指摘がなされていたところ、産業構造審議会知的財産政策部会特許制度小委員会実用新案制度WGにおいて廃止も含め検討を行った。制度を存続させるべきとの声が根強かったこと、むしろ実用新案制度の魅力を向上させるべきとの指摘もあることを踏まえ、実用新案制度の魅力を向上させる観点から、特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律(平成16年法律第79号)において、実用新案登録に基づく特許出願の導入等を内容とした実用新案法等の改正が行われ、平成17年4月1日から施行予定である。</p>	
--	---	----	--	--	--	--

(3) 性能規定化

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
危険物施設の保安検査 (総務省) <危険工の再掲>	「危険物保安に係る技術基準の性能規定化に関する調査検討会」における検討結果を踏まえ、危険物施設の保安検査に当たって適用される基準を含む危険物規制に関する技術基準のうち、可能なものについての性能規定化を検討し、所要の措置を講ずる。	措置			<危険工の再掲>	
防災資機材としてのいわゆるS型泡放射砲の採用の容認 (総務省) <危険材の再掲>	- S型泡放射砲について、複数の3点セット(大型化学消防車、大型高所放水車及び泡原液搬送車)を保有する場合における2セット目以降の大型高所放水車と代替できるよう、所要の措置を講じる。		措置		<危険材の再掲>	

<p>軌道上の特別高圧送電線の施設規制の緩和 (国土交通省) ＜運輸＞の再掲</p>	<p>軌道上を交差する特別高圧送電線について、軌道の外側から3メートルの範囲内にある部分の長さが100メートル以下となるよう施設しなければならないとされている規定について、性能規定化の検討を早急に進める。</p>	<p>検討</p>	<p>＜運輸＞の再掲</p>	
--	--	-----------	----------------	--

(4) 国際的整合化

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
<p>フォークリフトの速度制限の緩和 (国土交通省) ＜運輸＞の再掲</p>		16年度	17年度	18年度		
	<p>自動車装置の相互承認の拡大 (国土交通省)</p>	<p>日本での安全の確保及び環境の保全に十分配慮しつつ、関係業界の要望も踏まえて、日本の基準と車両等の型式認定相互承認協定(略称)に基づく認定規則との整合化作業を進め、相互承認による負担の軽減等効果が大きいものから採用を拡大する。</p>	<p>逐次実施</p>			<p>(国土交通省) 現在、30項目のECE規則を採用している。今後も、引き続き安全・環境基準のレベル維持、基準調和における経済的効果等を考慮し、段階的な規則採用を進めていく予定。</p>
<p>ナンバープレートの寸法と取付方法の国際標準化の推進 (国土交通省)</p>	<p>ナンバープレート寸法及び取付方法の国際標準化を進めるべく、EUと共同でUN/ECE/WP29(自動車基準調和世界フォーラム)の場に提案し検討を行う場を設定する。</p>	<p>検討</p>			<p>(国土交通省) 日本とEUが共同でWP29(国連欧州経済委員会・自動車基準調和世界フォーラム)に、自動車登録番号標のサイズ及び取り付け方法の国際標準化を提案することで実務的に合意しており、今後議論を行っていくこととしているところである。</p>	
<p>通信端末機器等及び電気製品に関する相互承認の積極</p>	<p>通信端末機器等及び電気製品について、輸出入の円滑化を図る観点から、技術・検査体制等の同等性の確保に配慮しつつ、必要に応じて、諸外国との間で相互承認を実施する。</p>	<p>必要に応じて検討・措置</p>			<p>(総務省 経済産業省、外務省) ・マレーシアとの間で通信端末機器等に関する相互承認について、韓国との間では通信端末機器等及び電気製品に関する</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
的推進 （総務省、経済産業省、外務省）					相互承認について、又、タイ及びフィリピンとの間で、電気製品に関する相互承認について、それぞれ協議を行った。 ・米国との間で通信端末機器等に関する相互承認について意見交換を行った。	
化粧品の配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直し （厚生労働省） 流通の再帰	化粧品の製造・輸入販売の規制方法について、更なる国際整合化を目指し、科学的根拠が示された場合には、配合可能成分リスト(ポジティブリスト)の見直しを図る。	逐次実施			流通の再帰	
食品添加物の指定品目の拡大 （厚生労働省）	香料を含めた食品添加物のうち、安全性等の科学的評価が国際的に確立し、かつ国際的に汎用されているものについては、国内において使用可能となるよう、評価方法・指定品目の見直しを行う。	結論を得たものから順次実施			（厚生労働省） 安全性等の科学的評価が国際的に確立し、かつ、国際的に汎用されている食品添加物については、関係資料が整った品目から逐次指定の検討を進めており、これまでに36品目について、食品安全委員会に食品健康影響評価を依頼しているところである。このうち、6品目については、食品安全委員会及び薬事・食品衛生審議会における審議を経て、関係省令等を改正（平成17年3月22日厚生労働省令第34号等）し、その使用を認めたところである。	
医薬品等の製造に係るGMP基準 （厚生労働省）	a 医薬品、医療用具について、日米欧間でGMP（Good Manufacturing Practice: 製造管理及び品質管理に関する基準）の同等性や査察技術の同等性などを確認し、GMP相互承認を実施する。	交渉結果を踏まえ速やかに実施			（厚生労働省） 医薬品GMP分野の日-EU相互承認協定について、同等性が再確認できた医薬品の相互承認に関する協定の運用を平成16年5月29日より開始している。なお、米国に対してGMP相互承認についての積極的な取り組みを要請している。	
	b アジア諸国等に対し、医薬品の製造管理に関する技術協力を推	外国からの要請を受けて対応			（厚生労働省）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
	進するとともに、その製造管理技術の向上を踏まえつつ、GMP相互承認を実施する。				アジア諸国等に対して、製造管理・品質管理技術の向上のためのGMP研修・セミナー等を実施している。	
医療用具の製造の承認 (厚生労働省)	a 日米欧の医療用具に係る規制について、承認の不要の範囲を含め、国際的な整合化を推進する。	医療用具国際整合化会合に参画し、その結果を踏まえ速やかに措置			(厚生労働省) 医療用具国際整合化会合、国際標準化機構（ISO：International Organization for Standardization）等で採択された規格基準を可能な限り採用し、国際整合化を進めている。	
	b 諸外国から医療用具に関する相互承認協議の要請があった場合には、その推進について積極的に対応する。	要請を受けて対応			(厚生労働省) 要請があれば協議に応じる。	
医療用具の承認申請時の臨床試験データ要否の区分に関する国際整合化 (厚生労働省)	ISO TC 210において行われている医療用具の分類・名称の国際統一のための協議会（GMDNプロジェクト）に積極的に参加し、国際統一を早期に行うべく提案を行う。	逐次実施			(厚生労働省) 我が国の医療機器の一般的名称は原則として、医療機器国際一般的名称に揃えるよう整理し直して平成16年7月に告示し、平成17年4月から施行する。	
JIS規格の整備 (経済産業省)	技術基準の性能規定化に併せて、必要に応じ、その基準に適合する仕様の例として活用できるようJIS規格の整備を行うとともに、適切な民間規格、外国規格が整備されている場合には、同様にそれらの活用を図る。	必要に応じ実施			(経済産業省) 強制法規当局と連携し、技術基準の性能規定化の状況を踏まえて、強制法規へのJIS規格の引用促進に向けた検討を実施	
ねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間 (厚生労働省)	外国政府が発給したねずみ族駆除証明書及び駆除免除証明書の有効期間の見直しの必要性については、現在世界保健機関で行われている国際保健規則の見直しの結果を踏まえて検討する。	国際保健規則の見直しを踏まえて検討			(厚生労働省) 平成17年度に国際保健規則の見直しが行われる予定であり、その結果を踏まえて検討を行う。	

(5) 検査代行機関の指定要件等

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
高圧ガス製造施設等の検査 (経済産業省) <危険の再帰>	優良事業者による自己検査の制度を適切に運用するため、認定基準等について、随時必要な見直しを行い、制度の運用に万全を期す。	措置			<危険の再帰>	

(6) 重複検査の排除

規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
強制法規と工業標準化法との重複検査の排除 (経済産業省)	強制法規及び工業標準化法の各指定・認定機関等について、それぞれの法令で定める要件に合致する場合には、可能な限り相互の活用を図ることにより、重複検査を排除し、効率的な認証体制を構築する。	逐次実施			(経済産業省) 現行の工業標準化法に基づく適合性評価制度について、強制法規担当部局を含む制度ユーザーの多様なニーズに応える自由度が高く、かつ、信頼される制度にする等の観点から、工業標準化法を改正(平成16年6月9日公布、平成17年10月1日施行) 工業標準化法上の試験事業者登録(JNLA)制度による試験事業者の登録について、他法令(製品安全4法等)に基づきISO/IECの定める基準を満たした事業者については、その要求事項の重複部分の検査を排除し、認証機関の登録についても同様の措置を講じた。 また、日本工業標準調査会国内システム専門委員会においては、適合性評価制度に係る国際規格・ガイド及び強制法規の技術基準に係るISO/IEC規格、JIS規格等に対する基準認	

			<p>証担当部局、任意の適合性評価制度運営者等の意見・情報交換等を継続的に実施。現行の工業標準化法に基づく適合性評価制度について、強制法規担当部局を含む制度ユーザーの多様なニーズに応える自由度が高く、かつ、信頼される制度にする等の観点から、工業標準化法を改正（平成16年6月9日公布、平成17年10月1日施行）</p> <p>工業標準化法上の試験事業者登録(JNLA)制度による試験事業者の登録について、他法令（製品安全4法等）に基づきISO/IECの定める基準を満たした事業者については、その要求事項の重複部分の検査を排除し。認証機関の登録についても同様の措置を講じた。</p> <p>また、日本工業標準調査会国内システム専門委員会においては、適合性評価制度に係る国際規格・ガイド及び強制法規の技術基準に係るISO/IEC規格、JIS規格等に対する基準認証担当部局、任意の適合性評価制度運営者等の意見・情報交換等を継続的に実施。</p>	
--	--	--	---	--

2 その他（検査周期の延長、基準の緩和・簡素化・統一化・整合化）

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容						講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期					
		16年度	17年度	18年度			
JIS制度の改善 （経済産業省及び関係府省）	関係府省が連携して可能な限りJIS規格と技術基準、政府調達の調達基準等との整合化を図る。	継続的に検討・逐次実施				（経済産業省及び関係府省） 平成17年4月に施行された改正薬事法（昭和三十五年法律第百四十五号）において、同法第二十三条の二第一項に基づき厚生労働大臣が定める指定管理医療機器等の基準としてJISを引用すべく、厚生労働省の担当部局と技術基準の内容について検討・調整し、平成16度中に190件のJISの制定・改正をした。	
電気用品安全法に関する規制の見直し （経済産業省）	国際基準の動向を踏まえ、タイムリーな改訂による国際整合化を図る。	適宜実施				（経済産業省） IEC規格等国際規格の動向を踏まえ、国内基準の国際整合化について、検討を行って適宜実施することとしている。	
医薬部外品の承認基準の拡充 （厚生労働省）	医薬部外品で、いまだ承認基準が作成されていない育毛剤、腋臭防止剤などにも承認基準制度を導入し、承認審査の迅速化を図る。	逐次実施				（厚生労働省） 育毛剤、腋臭防止剤等の承認基準については、策定作業を進めている。	
繊維製品を対象にしたホルムアルデヒド測定方法の見直し （厚生労働省）	ベビー服等繊維製品を対象としたホルムアルデヒド含有基準について、検出機器の性能向上等を踏まえ、ホルムアルデヒドの測定方法を見直す。	措置				（厚生労働省） 「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律施行規則」を改正（平成16年6月15日厚生労働省令第104号）し、確認試験の方法に高速液体クロマトグラフ法を追加した（平成16年6月15日施行）。	
燃料電池自動車の車載状態での燃料	車載状態で燃料電池自動車の燃料タンクの再検査を実施することについて、検査の合理化・効率化の観点を踏まえ、事業者側から	16年6月	までに事			（経済産業省） 省令改正を行った（平成17年3月30日付け官報掲載）。	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
タンクの再検査の実施 (経済産業省)	提出された実験データの安全性を検証・評価した上で、安全性が確認されれば、技術基準を整備する。	業者から実験データの提出を受けることを前提に16年度中に措置				
燃料電池自動車の車両適合基準の策定による車両認定制度の見直し (国土交通省)	現在、燃料電池自動車公道を走行するためには、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）上、一台ごとに国土交通大臣の認定を行っているが、その大量販売を促進するため、必要な保安基準等の整備を行った上で、ガソリン車等と同様に、型式認定制度を整備する。	16年度の早い時期までに実験データを取得した上で16年度中に措置			(国土交通省) 道路運送車両の保安基準、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を2005年3月31日に改正したことにより、一般車と同様に、大量生産が可能な型式指定等ができるよう措置した。	
電気事業法における個別安全管理審査の簡素化 (経済産業省)	電気事業法における個別安全管理審査の受審項目（書類）について、定期事業者検査の方法に係る例示通達の解説を整備することで、事業者の当該審査に係る資料作成の負担を軽減し、審査の簡素化を行う。	措置			(経済産業省) 定期事業者検査の方法について具体的な内容に関する例示通達「電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例について」（平成14年10月1日付け、平成14・06・11原院第2号）を改正した。（「電気事業法施行規則第94条の3各号の解釈例について」（平成17年3月30日付け、平成17・03・18原院第4号））	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
細菌の基準の統一 （厚生労働省） ＜流通イの再掲＞	都道府県等が独自に定めている衛生基準（指導を行う際の目安となる指導基準）について、都道府県等の指導等の現状を調査し、措置内容を検討の上、所要の措置を行う。	措置			＜流通イの再掲＞	
輸出貿易管理令別表2該当貨物への輸出許可制度の緩和 （経済産業省）	要望のあった貨物の輸出に際して、ある一定の契約に基づく複数回にわたる輸出につき、まとめて承認を得ることができる旨を周知する。	措置			（経済産業省） 本年3月、経済産業省ホームページ上に、「輸出貿易管理令別表第2の「21の3」に掲げる貨物の同一輸出先への承認申請について」として公表した。	
炉頂圧ガスタービンの定期自主検査周期の延長 （経済産業省）	炉頂圧ガスタービンについても、電気事業法施行規則第94条の2第2項に規定する定期自主検査周期の延長が可能となるよう検討し、措置する。	措置			（経済産業省） 炉頂圧ガスタービンの定期事業者検査の延長に係る安全性についての検討を行い、1ヶ月の延長が可能となるよう内規「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」（平成15年3月31日付け、平成15・02・19原院第6号）を改正した。（「火力設備における電気事業法施行規則第94条の2第2項第1号に規定する定期自主検査の時期変更承認に係る標準的な審査基準例及び申請方法等について」（平成17年3月7日付け、平成17・03・01原院第1号））	
通い容器の再輸入手続きの見直し （財務省）	再輸入申告の際に、当該容器が本邦から輸出されたものであることを証するための輸出の許可書等を税関長へ提出する手続きについて、その簡素化を検討する。同一性の確認、管理方法等について通い容器の利用実態を中心に関係者からヒアリングを本年6月までに終了し、ヒアリングの結果に基づいて、対応する。	検討・結論			（財務省） 通い容器の再輸入手続きの簡素化について、関税法基本通達の改正を行った（平成17年4月1日施行）。	
原子力発電所の設	原子力発電所の検査制度に関して、安全上最も有効な検査頻度や	検討	結論		（経済産業省）	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
備利用率に係する規制の緩和 （経済産業省）	リスク評価を踏まえた検査制度の基本的枠組みや、制度導入の進め方について検討し、結論を得る。				<p>原子力発電所の検査制度に関しては、平成15年10月に結果に焦点を当てるこれまでの検査手法を根本的に変更し、プロセス確認型の新しい検査制度に移行したばかりであり、現場での混乱も見受けられる。したがって、新検査制度の定着が最優先の課題と考えている。</p> <p>また、このような状況の中、平成16年6月の原子力安全・保安部会において、検査の重複排除や重点化、安全規制へのリスク情報活用方針について検討しているところであり、リスク情報の活用方針については、原子力安全目標の在り方を含めた総合的検討に先行して、検査制度のみが単独でリスク情報活用を図ることは適当ではないとされている。</p> <p>しかしながら、今後、新しい検査制度の枠組み定着に向けた検討を行う際の参考情報として、安全の水準を切り下げないことを大前提として、これまでの経験で活用可能なリスク情報を活用していくこと等の検討を行う予定である。さらに、同部会において原子力安全規制へのリスク情報活用の検討がなされているところ。</p>	
ガス事業におけるメンブレンガスホルダの認定の容認 （経済産業省）	海外で使用されているメンブレンガスホルダの材料、構造を調査し、「ガス工作物技術基準の解釈例」に、条件付でメンブレンガスホルダに関する基準を規定する方法について検討し、結論を得る。	検討	検討・結論		<p>（経済産業省）</p> <p>平成16年度は、メンブレンガスホルダの基準化に必要な事項について調査を行うとともに、基準の規定方法について検討を行った。平成17年度は、検討委員会を開催し、結果を取りまとめたうえで、結論を得る。</p>	
電子式複合計器の最大需要電力計の検定試験方法の見	「計量法に規定する特定計量器技術基準の」JIS化に関する調査研究委員会/電力・電力量計WG」における電気計器全体に係る技術基準の」JIS化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検	検討	検討		<p>（経済産業省）</p> <p>電気計器全体に係る技術基準の」JIS化見直し作業の状況を踏まえ、技術上の基準を満たしつつ、検定試験作業の効率</p>	

規制改革・民間開放推進3か年計画（平成16年3月19日閣議決定）における決定内容					講ぜられた措置の概要等	備考
事項名	措置内容	実施予定時期				
		16年度	17年度	18年度		
直し (経済産業省)	討する。				化に資する方策等の検討を開始したところ。	
定格電流60Aの電子式単独計器の検 定有効期間の見直 し (経済産業省)	「計量法に規定する特定計量器技術基準の」I S化に関する調 査研究委員会/電力・電力量計WG」における電気計器全体に係る 技術基準の」I S化見直し作業の結果を踏まえ、規制の在り方を検 討する。	検討	検討		(経済産業省) 電気計器全体に係る技術基準の」I S化見直し作業の状況 を踏まえ、定格電流60Aの電子式単独計器について、技術上 の基準に則し、通常の使用において支障が生じないこと等 についての検証を開始したところ。	
計器用変成器の有 効期間の延伸 (経済産業省)	変成器自体の品質・耐久性や、実際の検定・検査受検に係る運用・ 手続きの円滑化の観点から、有効期間の見直しについて検討する。	検討			(経済産業省) 平成16年度に、現状使用されている計器用変成器の実態 について調査を実施したところ。その結果、有効期間延伸を 行うにあたっては、技術的検証の必要が生じたため、引き続 き検討を行う予定。	
電気工事士免状交 付事務の民間への アウトソーシング (経済産業省)	電気工事士法の免状交付については、申請者の実務経験等の審査 を必要とする場合があるため、その審査業務は引き続き都道府県に おいて実施することが必要であるが、それら以外の事務について は、個人情報の厳格な管理等一定の要件を満たすことを条件とした 上での委託が考えられる。よって、それを踏まえたスキームの措置 を講じることとする。	法案成立 後公布、施 行			(経済産業省) 検討の結果、電気工事士免状交付事務のうち、行政の最終 判断を要する免状の返納及び交付の拒否に係る事務以外の事 務について委託が可能である旨の通達を全都道府県に行っ た。(「電気工事士免状交付事務の委託について」(平成17年 3月23日付け、平成17・03・09原院第3号))	